

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1 略</p> <p>2 「地震対策計画」は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、<u>さらに</u>関係機関において別途具体的に定めることを予定している。</p> <p>3及び4 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 気象庁（岐阜地方气象台）</p> <p>ア 地震情報の伝達</p> <p>イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の伝達</p> <p><u>エ 津波警報及び津波情報の伝達</u></p> <p><u>オ</u> 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供</p> <p><u>カ</u> 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p><u>キ</u> 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>(10)から(13)まで 略</p> <p>4から7まで 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因</p> <p>略</p> <p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1 略</p> <p>2 「地震対策計画」は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時_____に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、<u>更に</u>関係機関において別途具体的に定めることを予定している。</p> <p>3及び4 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 気象庁（岐阜地方气象台）</p> <p>ア 地震情報の伝達</p> <p>イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の伝達</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>エ</u> 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供</p> <p><u>オ</u> 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p><u>カ</u> 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p> <p>(10)から(13)まで 略</p> <p>4から7まで 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因</p> <p>略</p> <p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○岐阜県津波浸水想定を受けた対応の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>る災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、</u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>イからエまで 略</p> <p>(2)から(8)まで 略</p> <p>第3節 防災訓練 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1 方針</p> <p>大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災計画に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>また、市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p>	<p>る災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>_____</u> <u>_____</u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>イからエまで 略</p> <p>(2)から(8)まで 略</p> <p>第3節 防災訓練 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1 方針</p> <p>大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>_____</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災計画に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>また、市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p>

新	旧	修正理由
<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウまで 略 エ 全国の被災市町村への応援 県は、国等と協力し、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 方針 大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、<u>ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図ると共に<u>新規の電柱占用を原則認めない</u>ものとする。 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号減灯対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置</p>	<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウまで 略 エ 全国の被災市町村への応援 県は、国等と協力し、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 方針 大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施<u>するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る<u>ものとする。</u> 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号減灯対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○制度名称の変更</p> <p>○文言の修正</p> <p>○項目の統合</p>

新	旧	修正理由
<p>県及び市町村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。</p> <p>県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</u></p> <p>(6)及び(7) 略 <u>(削除)</u></p> <p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 孤立予想地域の実態把握 県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき<u>要配慮者</u>や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、<u>周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する</u>ものとする。</p> <p>(4) 避難所の確保 略 (5) 備蓄 備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。</p> <p>また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。</p> <p><u>県は、孤立集落を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。</u></p> <p><u>(6) 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約</u> 県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市町村へ周知するものとする。</p> <p>(7) その他 略</p> <p>第11節 避難対策 1 方針</p>	<p>県及び市町村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。</p> <p>県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(6)及び(7) 略 <u>(8) 緊急輸送道路への電柱の新設禁止</u> <u>地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。</u></p> <p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(2)まで 略 (3) 孤立予想地域の実態把握 県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき<u>災害時要援護者</u>や観光客の孤立予測について、平素から把握<u>しておく</u>ものとする。</p> <p>(4) 避難所の確保 略 (5) 備蓄 備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。</p> <p>また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(6) その他 略</p> <p>第11節 避難対策 1 方針</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○項目の統合</p> <p>○文言の修正 ○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果 ○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p>

新	旧	修正理由
<p>大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに<u>危険な場所から</u>避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結</u>しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて<u>避難所や資機材に関する</u>必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、<u>地域の防災リーダーをはじめ</u>住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 避難所開設状況の伝達 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>避難指示</u>の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、避難_____指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めること</p>	<p>大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに<u>安全な場所に</u>避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、_____民間施設等で受入れ可能な施設を検討_____しておく_____ものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて_____必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、_____住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 避難所開設状況の伝達 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>避難勧告等</u>の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、避難<u>勧告又は</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めること</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○避難所ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策編の策定</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>ができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7) 避難に関する広報 略</p> <p>(8) 帰宅困難者対策 都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p><u>(9) 避難所等におけるホームレスの受入れ</u> 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(10) 避難情報の把握</u> 県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(11) 広域避難</u> 国、県及び市町村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。</p> <p>ア 市町村の役割 市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>イ 県の役割 県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。 県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに</p>	<p>ができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7) 避難に関する広報 略</p> <p>(8) 帰宅困難者対策 都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う_____。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p><u>ウ 国の役割</u> <u>国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 大規模地震災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。 また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材<u>について</u>、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>県は、被災市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> 県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。 なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。 アからウまで 略 (2) 緊急輸送拠点の整備 略 <u>(3) 物資支援の事前準備</u> <u>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> <u>(4) 支援物資の輸送体制の整備</u> 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり <u>ア 市町村計画</u> 市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 <u>イ 避難行動要支援者名簿</u></p>	<p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項 大規模地震災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。 また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材<u>_____</u>、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。 _____</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。 なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。 アからウまで 略 (2) 緊急輸送拠点の整備 略 <u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 支援物資の輸送体制の整備</u> 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり _____</p> <p>市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

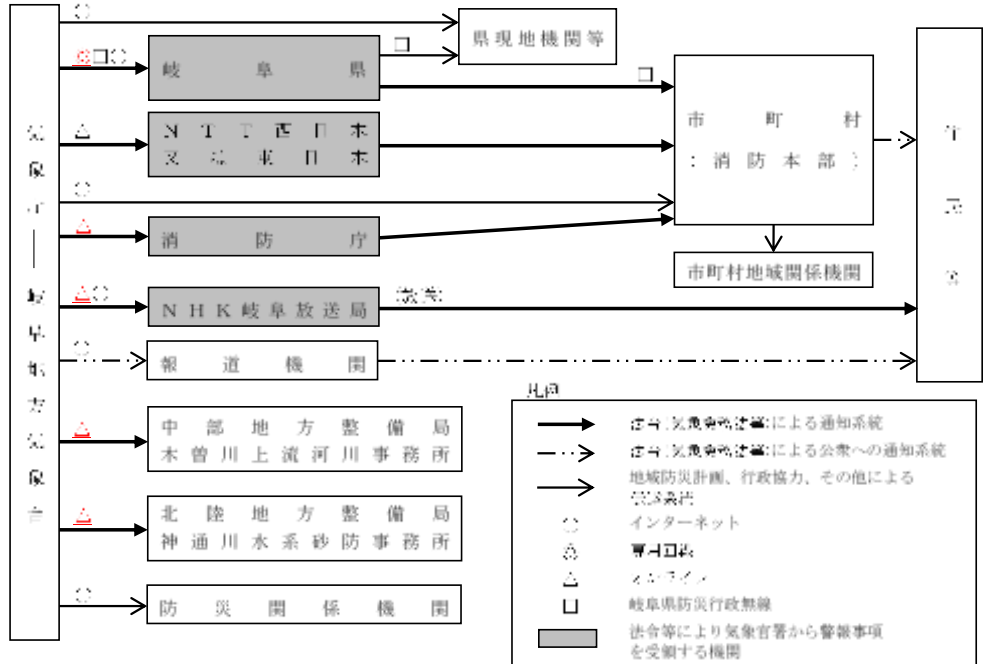
新	旧	修正理由
<p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、<u>避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</u></p> <p>市町村は、<u>個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>エ 避難行動要支援者の移送</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定</u>緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第14節 応急住宅対策 略</p>	<p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めによりあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u> </u>緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第14節 応急住宅対策 略</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(9)まで 略 (10) 災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> 構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (11)及び(12) 略</p> <p>第16節 防疫予防対策 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化 略</p> <p>第18節 地盤の液状化対策 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(4)まで 略 (5) <u>ため池の整備(ダム)</u> 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点<u>農業用</u>ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。 (6) 略 (7) <u>液状化対策</u> 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避(アボイド)行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表<u>する</u>とともに、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化</u>を実施するよう努めるものとする。 市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災力</p>	<p>第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(9)まで 略 (10) 災害時健康危機管理支援チーム _____ 構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム _____ の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (11)及び(12) 略</p> <p>第16節 防疫予防対策 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化 略</p> <p>第18節 地盤の液状化対策 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(4)まで 略 (5) <u>ため池の整備(ダム)</u> 県及び市町村等は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点 _____ ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。 (6) 略 (7) <u>液状化対策</u> 県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避(アボイド)行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表<u>するよう努める</u>とともに、宅地の _____ 耐震化を実施するよう努めるものとする。 市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災力</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。 (8)及び(9) 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5)まで 略 (6) 電話(通信)施設 電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行うものとする。 a <u>非常用電源の整備等による</u>電話通信施設、設備の安全性の確保 b <u>地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保</u> c <u>応急復旧機材</u>の配備 d <u>通信輻輳対策の推進</u> e 重要通信の確保 f 要員の確保 (7)から(10)まで 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 津波警戒の周知徹底 県、関係沿岸市町、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、多様な広報媒体等により周知徹底を図る。 ア 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間(1分以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで<u>危険な場所から</u>避難する。 イ 地震による揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に沿岸から離れ、急いで<u>危険な場所から</u>避難する。 ウ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性があるため、<u>大津波警報、津波警報、津波注意報解除まで避難を継続する。</u> (2)から(7)まで 略</p>	<p>ルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。 (8)及び(9) 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5)まで 略 (6) 電話(通信)施設 電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。 a _____電話通信施設、設備の安全性の確保 <u>(新規)</u> b <u>災害対策機器</u>の配備 <u>(新規)</u> c 重要通信の確保 d 要員の確保 (7)から(10)まで 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 津波警戒の周知徹底 県、関係沿岸市町、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、多様な広報媒体等により周知徹底を図る。 ア 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間(1分以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで<u>安全な場所に</u>避難する。 イ 地震による揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に沿岸から離れ、急いで<u>安全な場所に</u>避難する。 ウ 第一波より第二波、第三波の方が大きくなる可能性があるため、_____津波警報、津波注意報解除まで<u>気をゆるめない。</u> (2)から(7)まで 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第26節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第1項 基本方針</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、<u>障がい者</u>その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、<u>障がい</u>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項まで 略 第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 1及び2 略 3 連絡調整</p> <p>県は、国の非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p><u>また県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>※ <u>連絡会議</u> <u>国が現地において、関係省庁・都道府県（市町村）・ライフライン事業者等を集め、現状の把握・被災地のニーズ等の情報共有を行うために開催する会議</u></p> <p>※ <u>調整会議</u> <u>連絡会議等で把握した調整困難な災害対応や進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等を集め、役割分担、対応方針等の調整を行うために開催する会議</u></p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動 1 方針</p> <p>大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、<u>感染症対策の徹底</u>等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略 第4節 災害応援要請</p>	<p>第26節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第1項 基本方針</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、<u>障害者</u>その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、<u>障害</u>の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項まで 略 第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 1及び2 略 3 連絡調整</p> <p>県は、国の非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動 1 方針</p> <p>大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供_____等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略 第4節 災害応援要請</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p>

新	旧	修正理由
<p>1 方針 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。<u>応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1) 広域的な応援 アからウまで 略 <u>エ 応急対策職員派遣制度の活用</u> 県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2)から(5)まで 略 <u>(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u> 県及び市町村は、<u>応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。</u></p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 輸送道路の確保 ア 道路に関する被害状況の把握 道路管理者は、地震災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先し速やかに</u>道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握するものとする。</u> 県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。<u>また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略 (2)から(6)まで 略 第2項 輸送手段の確保 略</p> <p>第6節 通信の確保 略 第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地震情報の発表 気象庁(岐阜地方気象台)は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度</p>	<p>1 方針 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。_____</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1) 広域的な応援 アからウまで 略 <u>(新規)</u></p> <p>(2)から(5)まで 略 <u>(新規)</u></p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 輸送道路の確保 ア 道路に関する被害状況の把握 道路管理者は、地震災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先的に</u>_____道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握し、</u> <u>_____</u>県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。_____</p> <p>イ及びウ 略 (2)から(6)まで 略 第2項 輸送手段の確保 略</p> <p>第6節 通信の確保 略 第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地震情報の発表 気象庁(岐阜地方気象台)は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」<u>「地震活動に関する解説情報」</u>等を発表・伝達するものとする。</p> <p>(2) 地震情報等の伝達体制 地震情報等は、<u>次</u>の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。</p>  <p>(注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。 ※ 通信途絶時の代替経路 障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。</p> <p>県は、岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について全市町村に伝達する。 市町村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行うものとする。 報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、<u>日本放送協会へ通知するほか、</u>関係機関への提供に努める。 <u>日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。</u> 市町村等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等へ提供するよう努め</p>	<p>速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」<u>_____</u>等を発表・伝達するものとする。</p> <p>(2) 地震情報等の伝達体制 地震情報等は、「<u>一般対策計画 第3章第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達</u>」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>県は、岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について全市町村に伝達する。 市町村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行うものとする。 報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、<u>_____</u>関係機関への提供に努める。 <u>_____</u> 市町村等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等<u>の提供に_____</u>努め</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○気象情報と地震情報についての伝達経路が異なるため、系統図を新規追加</p> <p>○気象業務法第15条及び気象業務法施行令第8条</p>

新	旧	修正理由
<p>るものとする。 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。 ア 情報の収集 県及び市町村は、<u>衛星通信</u>、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、<u>衛星通信</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。 県は、早期に地震被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。 イ及びウ 略 (2) 被害状況等の調査・報告 ア及びイ 略 ウ 被害状況等の調査及び報告 被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報</p>	<p>るものとする。 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。 ア 情報の収集 県及び市町村は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、<u>衛星携帯電話</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。 県は、早期に地震被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。 イ及びウ 略 (2) 被害状況等の調査・報告 ア及びイ 略 ウ 被害状況等の調査及び報告 被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報</p>	<p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>であるため、市町村は、住民登録_____の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>住民</u>登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>略</p> <p>(3)から(6)まで 略 別表1及び別表2 略</p> <p>第9節 災害広報 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害広報の実施 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。 ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報 a 県と市町村との役割分担 略 b 広報の手段 県、市町村は、情報伝達に当たって、<u>被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、</u>広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。<u>特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u> c 広報の内容 地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、<u>避難情報</u>等）、<u>災害</u>応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。 イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報 略 (2)から(7)まで 略</p> <p>第10節 消防・救急・救助活動</p>	<p>であるため、市町村は、住民登録<u>や外国人登録</u>の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録<u>や外国人登録</u>を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>外国人</u>登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>略</p> <p>(3)から(6)まで 略 別表1及び別表2 略</p> <p>第9節 災害広報 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害広報の実施 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。 ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報 a 県と市町村との役割分担 略 b 広報の手段 県、市町村は、情報伝達に当たって、_____防災行政無線_____、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、_____広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 c 広報の内容 地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、<u>避難勧告・指示</u>等）、<u>応急</u>対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。 イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報 略 (2)から(7)まで 略</p> <p>第10節 消防・救急・救助活動</p>	<p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正 ○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>第11節 浸水対策</p> <p>略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用</p> <p>略</p> <p>第13節 孤立地域対策</p> <p>略</p> <p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難の _____ 指示</p> <p>地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の一部又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立ち退きの _____ 指示を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、 _____ 避難のための立ち退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)</p> <p>指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難情報発令</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難情報</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2) 避難の _____ 指示内容</p> <p>避難の _____ 指示は、下記の内容を明示して行うものとする。</p> <p>a 避難対象地域</p> <p>b 避難先</p> <p>c 避難路</p> <p>d 避難の _____ 指示の理由</p> <p>e その他必要な事項</p> <p>(3) <u>避難情報</u> の解除</p> <p>市町村は、<u>避難情報</u> の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難措置等の周知</p> <p>ア 関係機関相互の通知及び連絡</p> <p>避難のための立ち退きを _____ 指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。</p>	<p>略</p> <p>第11節 浸水対策</p> <p>略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用</p> <p>略</p> <p>第13節 孤立地域対策</p> <p>略</p> <p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の一部又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、</u>避難のための立ち退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)</p> <p>指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2) 避難の<u>勧告又は指示</u>内容</p> <p>避難の<u>勧告又は指示</u>は、下記の内容を明示して行うものとする。</p> <p>a 避難対象地域</p> <p>b 避難先</p> <p>c 避難路</p> <p>d 避難の<u>勧告又は指示</u>の理由</p> <p>e その他必要な事項</p> <p>(3) <u>避難勧告等</u> の解除</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u> の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難措置等の周知</p> <p>ア 関係機関相互の通知及び連絡</p> <p>避難のための立ち退きを<u>勧告し、又は指示を</u>し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第9節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状</p>	<p>イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第9節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等 市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>況、し尿及びごみの処理状況、など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>とともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>ものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、<u>自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ及びカ 略 (6)及び(7) 略 (8) 自主防災組織による避難活動 自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。 ア 避難<u>情報</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知 ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 エ 防火、防犯措置の徹底 オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ カ 地域内居住者の避難の把握 (9)から(14)まで 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定 略 第17節 食料供給活動 略 第18節 給水活動 略 第19節 生活必需品供給活動 略 第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略</p>	<p>況、し尿及びごみの処理状況、など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>も</u>のとする。</p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、<u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ及びカ 略 (6)及び(7) 略 (8) 自主防災組織による避難活動 自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。 ア 避難<u>指示(緊急)等</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知 ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 エ 防火、防犯措置の徹底 オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ カ 地域内居住者の避難の把握 (9)から(14)まで 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定 略 第17節 食料供給活動 略 第18節 給水活動 略 第19節 生活必需品供給活動 略 第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p><u>市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>第2 1 節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第2 2 節 応急住宅対策 略</p> <p>第2 3 節 医療・救護活動 略</p> <p>第2 4 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第2 5 節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第2 6 節 保健活動・精神保健 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保健活動</p> <p>ア 及び イ 略</p> <p>ウ その他</p> <p>その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。</p> <p>また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p><u>市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災地等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>第2 1 節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第2 2 節 応急住宅対策 略</p> <p>第2 3 節 医療・救護活動 略</p> <p>第2 4 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第2 5 節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第2 6 節 保健活動・精神保健 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保健活動</p> <p>ア 及び イ 略</p> <p>ウ その他</p> <p>その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。</p> <p>また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機</p>	<p>○防災基本計画の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、<u>要配慮者</u>支援などの専門的な支援を実施する。 具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。</p> <p>第27節 清掃活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 医療救護活動 略 (2) 清掃方法 アからウまで 略 エ 災害廃棄物の処理 国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等 <u>(土砂、ヘドロ、汚染物等)</u> を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u> 県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。 なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第28節 愛玩動物等の救援</p>	<p>管理支援チーム _____ の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、<u>要援護者</u>支援などの専門的な支援を実施する。 具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。</p> <p>第27節 清掃活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 医療救護活動 略 (2) 清掃方法 アからウまで 略 エ 災害廃棄物の処理 国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等 _____ を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 _____</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。 なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第28節 愛玩動物等の救援</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>第29節 災害義援金品の募集配分</p> <p>略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害防止施設の応急対策</p> <p>ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 略</p> <p>イ 応急対策</p> <p>県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば<u>避難情報を発令する</u>体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 電話（通信）施設</p> <p>ア 県及び市町村の応急対策</p> <p>略</p> <p>イ 電気通信事業者の応急復旧対策</p> <p>a及びb 略</p> <p>c 情報収集・連絡体制</p> <p>電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する</u>ものとする。</p> <p>dからhまで 略</p> <p>(7) 略</p> <p>第32節 文教災害対策</p> <p>略</p> <p>第33節 災害警備活動</p> <p>略</p> <p>第34節 津波災害予防対策</p> <p>略</p> <p>第35節 大規模停電対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p> <p>第29節 災害義援金品の募集配分</p> <p>略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害防止施設の応急対策</p> <p>ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 略</p> <p>イ 応急対策</p> <p>県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば<u>避難勧告を行う</u>体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 電話（通信）施設</p> <p>ア 県及び市町村の応急対策</p> <p>略</p> <p>イ 電気通信事業者の応急復旧対策</p> <p>a及びb 略</p> <p>c 情報収集・連絡体制</p> <p>電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する</u>ものとする。</p> <p>dからhまで 略</p> <p>(7) 略</p> <p>第32節 文教災害対策</p> <p>略</p> <p>第33節 災害警備活動</p> <p>略</p> <p>第34節 津波災害予防対策</p> <p>略</p> <p>第35節 大規模停電対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(2) 応急対策 県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。 <u>県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 活動体制 略</p> <p>第3節 協力体制 略</p> <p>第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 略</p> <p>第5節 広報対策 略</p> <p>第6節 事前避難対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 強化地域の対策</p> <p>ア 事前避難の実施 中津川市は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。 県警察は、中津川市が避難<u> </u>指示を行ういとまがないとき、あるいは中津川市から要請があったときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。</p> <p>イ 避難の勧告、指示の内容 中津川市及び県警察は、避難対象地区、避難先、避難経路、避難<u> </u>指示の理由、その他必要な事項を明示して避難<u> </u>指示を実施するものとする。</p> <p>第7節 消防・水防 略</p> <p>第8節 警備対策 略</p> <p>第9節 交通対策 略</p> <p>第10節 緊急輸送対策 略</p> <p>第11節 物資等の確保対策 略</p>	<p>(2) 応急対策 県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 活動体制 略</p> <p>第3節 協力体制 略</p> <p>第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 略</p> <p>第5節 広報対策 略</p> <p>第6節 事前避難対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 強化地域の対策</p> <p>ア 事前避難の実施 中津川市は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。 県警察は、中津川市が避難<u>勧告又は</u>指示を行ういとまがないとき、あるいは中津川市から要請があったときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。</p> <p>イ 避難の勧告、指示の内容 中津川市及び県警察は、避難対象地区、避難先、避難経路、避難<u>勧告又は</u>指示の理由、その他必要な事項を明示して避難<u>勧告、</u>指示を実施するものとする。</p> <p>第7節 消防・水防 略</p> <p>第8節 警備対策 略</p> <p>第9節 交通対策 略</p> <p>第10節 緊急輸送対策 略</p> <p>第11節 物資等の確保対策 略</p>	<p>○防災基本計画の反映</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>第12節 保健衛生対策 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p>	<p>第12節 保健衛生対策 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p>	
<p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 略</p> <p>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制 略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>ア 伝達経路及び方法 略</p> <p>イ 住民等への伝達方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。</p> <p>高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。</p> <p>外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p>	<p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 略</p> <p>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制 略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>ア 伝達経路及び方法 略</p> <p>イ 住民等への伝達方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線 _____ や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。</p> <p>高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。</p> <p>外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p>	<p>○文言の修正</p>
<p>第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 略</p>	<p>第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 略</p>	

新	旧	修正理由
<p>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 略</p> <p>第9節 防災訓練 略</p> <p>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付</p> <p><u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p>	<p>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 略</p> <p>第9節 防災訓練 略</p> <p>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付 <u>(新規)</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>災害関連資金の融資等</u></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。</u></p> <p>(2) 各種対策</p> <p>ア 天災融資法による資金</p> <p>イ 農業災害緊急支援資金</p> <p>ウ 農業災害緊急支援特別資金</p> <p>エ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>オ 農業経営基盤強化資金<u>ほか</u></p> <p>カ 農業基盤整備資金</p> <p>キ 農林漁業施設資金</p> <p>ク 林業基盤整備資金</p>	<p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>株式会社日本政策金融公庫による融資</u></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行うものとする。</u></p> <p>(2) 各種対策</p> <p>ア 天災融資法による資金</p> <p>イ 農業災害緊急支援資金</p> <p>ウ 農業災害緊急支援特別資金</p> <p>エ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>オ 農業経営基盤強化資金<u>_____</u></p> <p>カ 農業基盤整備資金</p> <p>キ 農林漁業施設資金</p> <p>ク 林業基盤整備資金</p>	<p>○現行の実施内容への変更</p>